

相模原市告示第 2 2 号

道路の占用を制限する区域の指定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図書は、平成 3 1 年 1 月 2 1 日から 2 週間、相模原市役所都市建設局道路部路政課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 1 月 2 1 日

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 道路の占用を制限する区域
市が道路法に基づいて管理する道路のうち、別紙の表に掲げる路線に係る区間
- 2 制限の対象とする占用物件
電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等が、新たに地上に設ける電柱(電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱、支線柱は除く。)。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
(1) 占用の制限を開始する日より前に占用の許可を受けた電柱を更新し、又は移設する場合
(2) 電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限を開始する日
平成 3 1 年 2 月 1 日

別紙

道路の占用を制限する区域

路線名	道路の占用を制限する区間
一般国道129号	全線
一般国道412号	全線
一般国道413号	全線（旧道除く）
県道46号	全線
県道48号	東京都境～県道54号〔相模原愛川〕交点（上田名）
県道51号	全線
県道52号	東京都境～県道508号〔厚木城山〕交点（下当麻） 県道508号〔厚木城山〕交点（下当麻）～さがみ縦貫道路 相模原愛川IC
県道54号	全線
県道57号	東京都境～国道16号交点（淵野辺）
県道64号	全線
県道76号	国道20号交点（日連入口）～国道413号交点
県道502号	全線
県道503号	東京都境～国道16号交点（清新） 県道46号〔相模原茅ヶ崎〕交点（上溝）～国道16号交点（相模原駅入口）
県道505号	全線
県道508号	県道46号〔相模原茅ヶ崎〕交点（上溝）～国道129号交点（作ノ口） 県道48号〔鍛冶谷相模原〕交点（昭和橋）～国道129号交点（塩田原）
県道510号	県道48号〔鍛冶谷相模原〕交点（新小倉橋東側）～市道沼荒久根小屋金原交点
県道513号	市道沼荒久根小屋金原交点～国道412号交点（長竹三差路）
市道市役所前通	相模原市役所～国道16号交点（相模原警察署前）
市道沼荒久根小屋金原	県道510号〔長竹川尻〕交点～県道513号〔鳥屋川尻〕交点
市道橋本18号	市道橋本駅西口交点（相模原北署前）～国道413号交点（橋本高校前）
市道橋本駅北口	全線
市道橋本駅西口	国道16号交点（橋本駅南入口）～市道橋本18号交点（相模原北署前）